

第1章

計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

平成11年（1999年）6月、わが国では「女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これを受けて桐生市では、平成12年（2000年）に「桐生ジェンダー・フリープラン21」を策定し、その後、名称を「桐生市男女共同参画計画」と改め、2度の見直しを実施しながら、さまざまな施策を展開してきました。

平成27年度（2015年度）末で第2次にあたる「桐生市男女共同参画計画（平成23年度～平成27年度版）」の計画期間は終了となりますが、依然として多くの課題が山積しており、さらなる推進が必須であるため、これまでの取り組みの成果と市民意識、社会状況の変化等を踏まえて、第3次となる「桐生市男女共同参画計画（平成28年度～平成32年度版）」を策定しました。

2 計画の性格

- ◆この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ◆この計画は、「桐生市男女共同参画計画（平成23年度～平成27年度版）」を継承するとともに、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」を勘案し、策定しています。
- ◆この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を含有しています。
- ◆この計画の「基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推進」の施策等については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定される「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を兼ねています。
- ◆この計画は、「桐生市男女共同参画推進協議会」や「桐生市男女共同参画庁内推進会議」における審議、市民意識調査、パブリックコメント等による意見を反映して策定していません。
- ◆この計画は、桐生市の最上位計画である「桐生市新生総合計画」の個別計画としての性格を有するとともに、その他の市関連計画との整合性を持つものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の背景

1) 国の動き

国際連合は女性差別の撤廃に向けて世界規模で取り組むため、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）を開催し、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。日本ではこの「世界行動計画」を受け、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」を策定し、昭和60年（1985年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を批准しました。これを契機として、法や制度の整備が徐々に進められ、平成11年（1999年）6月には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には基本法に基づく初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

基本計画策定後は、社会情勢等の変化に伴う見直しのため、平成17年（2005年）に2次計画、平成22年（2010年）3次計画が策定され、平成27年（2015年）12月には「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

計画のもとにおいては、平成19年（2007年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたほか、平成21年（2009年）には「育児・介護休業法」の改正、さらに平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、多様な生き方を選択でき、豊かで活力ある社会を実現するための推進が図られています。

また、女性に対する暴力等への対応として、平成13年（2001年）制定の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV法）」を平成19年（2007年）、平成25年（2013年）に改正する等、さまざまな法整備が行われています。

2) 群馬県の動き

群馬県においては、昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機とする国際的な動きや国の「国内行動計画」策定等を背景とし、昭和55年（1980年）に「新ぐんま婦人計画」が策定されました。その後、21世紀を展望しつつ、平成12年（2000年）までを目標年次とする「新ぐんま女性プラン」が平成5年（1993年）に策定され、女性施策の推進体制の整備が行われました。

平成13年（2001年）3月には、平成11年（1999年）6月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、「ぐんま男女共同参画プラン」が策定され、条例制定の検討が開始されました。それから3年後の平成16年（2004年）3月には「群馬県男女共同参画推進条例」が制定され、条例の趣旨や理念等を踏まえた「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」及び「ぐんまDV対策基本計画」が平成18年（2006年）3月に策定されました。その後、社会情勢等の変化に伴い見直しを実施し、平成23年（2011年）に第3次計画が、平成28年（2016年）3月には「群馬県男女共同参画計画（第4次）」計画が策定されました。

なお、男女共同参画社会づくり事業における県の総合的な拠点として平成21年（2009年）4月に設立された「ぐんま男女共同参画センター」においては、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが推進されています。

3) 桐生市の動き

桐生市では、平成3年（1991年）に「桐生市第三次総合計画」において初めて「女性の社会参加」の積極支援について明記し、平成7年に桐生市教育委員会社会教育委員会議より「男女共同参画社会づくりについて」建議されたことを受け、平成8年（1996年）にさらなる推進を図るための部署を新設しました。

その後、懇談会や審議会等（※）を整備し、平成11年（1999年）6月の「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、平成12年（2000年）3月に「男女平等を進める桐生市行動計画『桐生ジェンダー・フリープラン21』」を策定しました。また、同年4月には、男女共同参画を推進する庁内組織として「桐生市男女共同参画庁内推進会議」を設置しました。

平成17年（2005年）6月には市町村合併があり、桐生、新里、黒保根3地区一体化に向けてのまちづくりの中、平成18年（2006年）に男女共同参画社会の実現に向けて「桐生市男女共同参画計画」を策定しました。その後、社会状況の変化等に対応するため、平成23年（2011年）に第2次となる計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策を展開してきました。

※市民委員を含む男女共同参画推進のための協議を行う組織は、平成9年（1997年）以降、異なる名称で数年ごとに組織されていましたが（参考資料の年表参照）、平成21年（2009年）以降は「桐生市男女共同参画推進協議会」として定着しています。

4) 桐生市の現状からみる課題

桐生市では、男女共同参画の現状と市民の意識を把握するため、平成27年（2015年）に「桐生市男女共同参画市民意識調査」(※)（以下「市民意識調査」）を実施しました。この調査結果及び「桐生市男女共同参画計画（平成23年度～平成27年度版）」に基づく各施策の取組み状況から、特に継続して取り組むべき課題を次のとおり抽出しました。

これらの課題や社会状況の変化等を鑑み、この計画における施策等の追加及び強化を実施しました。

※「桐生市男女共同参画市民意識調査」結果（抜粋）は「参考資料」参照

(1) 具体的な取組みを示した意識啓発の必要性

市民意識調査では、生活のさまざまな場面における男女の平等感について、「学校教育の場」においてのみ、56.1%の人が平等であると回答しましたが、「社会全体」や「政治の場」、「職場」等で平等であると回答した人の割合はいずれも3割を下回る結果となりました。また、女性の方が多くの場面において「男性優遇である」と感じている傾向にあり、男女の認識に隔たりが生じていることが分かりました。

さらに固定的な性別役割分担意識については、「男は仕事、女は家庭」という考えに「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した人が47.4%で最も高かった一方で、賛成か反対か「分からない」と回答した人の割合が大幅に増加し、30%を超えました。これは、子どもを持つ女性等が男性と同じように働くことが難しい現実や、男女共同参画が進んだ社会が想像しにくいこと等が影響していると思われます。

生活のあらゆる場面において男女平等や男女共同参画を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場において、「男女問わず誰もが能力を十分に発揮することのできる環境づくり」のために自ら行動していくことが何よりも重要です。そのため、これまで以上に具体的な取組みを示した啓発や学習機会を充実させていくことが必要です。

また、男女共同参画は「女性のためだけのもの」という誤解を払拭し、男性にも暮らしやすい社会づくりであることを広く啓発するとともに、長時間労働ありきの働き方の改善についても、事業所等へ広く推進を図っていくことが必要といえます。



(2) あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画

桐生市では、さまざまな施策に女性の視点を生かしていくため、組織の代表や役員、管理職等への女性登用推進に取り組んできました。しかし、平成27年(2015年)4月時点の市職員総数に占める女性管理職の割合は5.2%、各種委員会等における女性委員の割合についても22.0%であり、目標とする30%にはまだ届かない状況にあります。また、自治会・町会等の地域活動において意思決定過程に関わる女性は非常に少ない状況にあり、市民意識調査の結果からも、女性は補助的な役割にとどまり、女性の意見があまり反映されない状況が浮き彫りとなりました。

女性がさまざまな分野において政策・方針決定過程へ参画していくためには、各組織を担う男性たちが男女共同参画の必要性を理解して、環境整備を推進していくと同時に、女性自身が己の能力を発揮し、組織や社会の発展に貢献していくことへの意識を高めることが重要です。行政が率先して女性登用のさらなる推進を図るとともに、事業所や自治会、地域活動団体に対し、より積極的な啓発を図る必要があります。

(3) 推進体制の充実

桐生市では、「桐生市男女共同参画計画(平成23年度~平成27年度版)」に基づき、関係各課が毎年進行管理を行いながら、目標に向けて各施策に取り組んできましたが、職員間で男女共同参画に対する意識の差が生じていました。また、進行状況の評価についても、担当課の事業そのものが実施できたか否かという視点での評価となっていたため、男女共同参画がどの程度推進できたのかが分かりにくい状況にありました。

この計画の推進にあたっては、関係各課の職員だけではなく、全ての職員が男女共同参画の視点を持って業務に取り組むことや、数値的に進行状況が把握できる施策については、数値目標による管理を徹底し、成果の見える化に取り組む必要があります。

